

議案第 6 2 号

狭山市会計年度任用職員の報酬等に関する条例

条例別紙のとおり

令和元年 9 月 2 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員の報酬等に関し必要な事項を定めるため、条例を制定したいので、この案を提出するものである。

狭山市会計年度任用職員の報酬等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に対する報酬、費用弁償、給料及び手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等)

第2条 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）に対しては、報酬及び期末手当を支給する。

2 報酬の額は、月額、日額又は時間額で定めるものとする。

3 報酬の額は、次項から第6項までの規定により決定した報酬の基本額及びその基本額に狭山市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第21号。次項において「給与条例」という。）第10条の2第2項に定める割合を乗じて得た額（月額の報酬にあつてはその額に100円未満、日額の報酬にあつてはその額に10円未満の端数を生じたときは、これらをそれぞれ四捨五入して得た額とし、時間額の報酬にあつては、その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げて得た額とする。）の合計額とする。

4 月額の報酬を受ける第1号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務1月につき、給与条例別表第1の2級における最高の号給の給料月額（以下「上限額」という。）にその者について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

5 日額の報酬を受ける第1号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務1日につき、上限額を21で除して得た額に、その者について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

6 時間額の報酬を受ける第1号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務1時間につき、上限額を162.75で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げて得た額）を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

7 報酬の額は、第1号会計年度任用職員の職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、

かつ、一般職の常勤職員の給与との権衡を考慮して定めなければならない。

8 前6項に規定するもののほか、第1号会計年度任用職員に対しては、一般職の常勤職員に支給される特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び休日勤務手当に相当する報酬を規則で定めるところにより支給する。

9 期末手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が6月未満の者その他規則で定める者にあつては、期末手当は支給しない。

(報酬の基本額の特例)

第3条 特殊な専門的知識を必要とする業務に従事する第1号会計年度任用職員であつて規則で定めるものに対する報酬の基本額は、前条第4項から第6項までの規定にかかわらず、月額報酬にあつては勤務1月につき35万円、日額報酬にあつては勤務1日につき2万1,000円、時間額報酬にあつては勤務1時間につき3,000円を超えない範囲内において規則で定める。

(報酬及び期末手当の特例)

第4条 統一的な基準に基づき給与を支給する必要があると認められる第1号会計年度任用職員であつて規則で定めるものに対する報酬の基本額その他の報酬及び期末手当については、前2条の規定にかかわらず、当該基準に基づき規則で定める。

(費用弁償)

第5条 第1号会計年度任用職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復するとき及び職務のため旅行したときは、それらの費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、一般職の常勤職員に支給される通勤手当及び旅費の額との権衡を考慮して定める。

(給料等)

第6条 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「第2号会計年度任用職員」という。)に対しては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当及び期末手当を支給する。

2 給料の額は、月額又は日額で定めるものとする。

3 月額の給料を受ける第2号会計年度任用職員の給料の額は、勤務1月につき、上限額を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

4 日額の給料を受ける第2号会計年度任用職員の給料の額は、勤務1日につき、上限額を21で除して得た額(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額)を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

- 5 第2条第7項の規定は、第2号会計年度任用職員の給料の額の決定について準用する。
- 6 地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当及び期末手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が6月未満の者その他規則で定める者にあつては、期末手当は支給しない。
- (報酬等の減額)

第7条 会計年度任用職員の報酬、給料及び手当の減額については、一般職の常勤職員の給与の減額の例に準じて、規則で定める。

(支給)

第8条 会計年度任用職員の報酬、費用弁償、給料及び手当(第2条第1項及び第6条第1項に規定する手当に限る。)の支給については、前6条に規定するもののほか、一般職の常勤職員の例による。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- (公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)
- 2 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年条例第3号)の一部を次のように改正する。
- 第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。
- (狭山市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)
- 3 狭山市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和36年条例第10号)の一部を次のように改正する。
- 第3条に次の1項を加える。
- 4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年をこえない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。
- (狭山市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)
- 4 狭山市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和36年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつて

は、報酬の額（狭山市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第 号）第 2 条第 4 項から第 6 項まで、第 3 条又は第 4 条の報酬の基本額に限る。））」を加える。

（狭山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

- 5 狭山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 の見出しを「（時間外勤務代休時間）」に改め、同条第 1 項中「超過勤務手当」を「時間外勤務手当」に、「超勤代休時間」を「時間外勤務代休時間」に改め、同条第 2 項中「超勤代休時間」を「時間外勤務代休時間」に改める。

第 10 条第 1 項中「超勤代休時間」を「時間外勤務代休時間」に改める。

（狭山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 6 狭山市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 3 第 2 項中「している職員」の次に「（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。））」を加える。

第 6 条中「した職員」の次に「（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。））」を加える。

第 16 条第 2 号中「（昭和 25 年法律第 261 号）」を削る。

（狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

- 7 狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「地方公務員法」の次に「第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員及び同法」を加える。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 8 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表市税等徴収指導員の項から自治協力員の項までを削る。

（狭山市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

- 9 狭山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条中「超過勤務手当、夜勤手当」を「時間外勤務手当、夜間勤務手当」に改める。

第3条第3項中「第17条の3第1項」を「第17条の3」に改める。

第14条の見出し並びに同条第1項、第3項及び第4項中「超過勤務手当」を「時間外勤務手当」に改め、同条第5項中「超勤代休時間」を「時間外勤務代休時間」に、「超過勤務手当」を「時間外勤務手当」に改める。

第14条の2（見出しを含む。）中「夜勤手当」を「夜間勤務手当」に改める。

第17条の2中「超過勤務手当、夜勤手当」を「時間外勤務手当、夜間勤務手当」に改める。

第17条の3を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第17条の3 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、他の職員の給与との権衡を考慮し、別に条例で定める。

第17条の5の見出し中「超過勤務手当等」を「時間外勤務手当等」に改める。

第17条の6第2項中「超過勤務手当、夜勤手当」を「時間外勤務手当、夜間勤務手当」に改める。

（狭山市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

10 狭山市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和39年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「超過勤務手当、夜勤手当」を「時間外勤務手当、夜間勤務手当」に改め、同条第3項を削る。

（狭山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

11 狭山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「もの及び」を「もの、」に改め、「（昭和25年法律第261号）」の次に「第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び同法」を加える。

第18条を次のように改める。

（会計年度任用職員についての適用除外）

第18条 第4条、第5条、第6条の2及び第14条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

2 第13条の規定は、任期が6月未満の者その他管理者が定める者には適用しない。